

弔慰規程

(目的)

第1条 当法人の役員及び特別会員等の逝去に対して、この規定の定めるところにより、弔慰金を支給することができるものとする。

(弔慰の対象者)

第2条 当規定の弔慰対象者は、以下のものとする。

1. 現在役員等の職にあるもの、また以前役員の職にあった者

「役員等」とは、定款第5章による正副理事長、専務理事、常務理事、理事、監査役、常任幹事会正副議長、および、定款第8章による名誉職のうち、常任顧問並びに顧問などとする。

2. 特別会員並びに現在の教職員。

「特別会員」とは、定款第5条第3項による母校の旧教職員とする。

3. 正会員で、正副理事長、専務理事、監査役及び常任顧問の協議により、同窓会活動に非常に貢献されたと認定された者。

「正会員」とは、定款第5条第1項第2項による卒業生・在籍者とする。

(弔慰の内容)

第3条 弔慰の内容は、弔慰金または生花、弔電とし、正副理事長が協議の上これを決定する。弔慰金並びに生花の金額は、弔慰金の額は原則として20,000円とし、生花は時価(15,000円程度)とする。

第4条 第2条1項に該当する弔慰対象者の配偶者に対する弔慰は、生花または弔電によりその弔意を表すものとする。

(付則)

第5条 本規則は、平成23年6月11日より施行する